

### 目次

1. 外国の兄弟会社からのローンにも過少資本税制を適用
2. 税務署の決定に対する上訴手続きの変更
3. 不正な金融取引を取り締まるための連邦法の採択について
4. 2014年外国人雇用枠(クォータ)の状況
5. 日本でEY弁護士法人(EY Law Japan)を2013年7月1日より開設
6. ウクライナにおける移転価格税制の導入、セミナー開催



## 1. 【判例】外国の兄弟会社からのローンにも過少資本税制を適用

過少資本税制の対象ローンは、ロシア税法269.2条に規定されていますが、外国の兄弟会社からのローンについては、税法に明記されていません。

そこで、過少資本税制の適用を回避する為に、外国の兄弟会社経由でローンを受領するロシア企業が多くみられます。

但し、外国の兄弟会社からのローンであっても、実態は親会社ローンであるとみなされ過少資本税制が適用されたNaryanmarneftegasの判例が昨年話題となりました。最近のPirelly Tire Serviceの判例においても、外国の兄弟会社からのローンに過少資本税制が適用されています。

詳細は、Russian Tax Brief - July 2013

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-RTB-July-2013-ENG/\\$FILE/EY-RTB-July-2013-ENG.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-RTB-July-2013-ENG/$FILE/EY-RTB-July-2013-ENG.pdf)

をご参照ください。

## 2. 【税法改正】税務署の決定に対する上訴手続きの変更

税務調査の結果、税務署からの更正や決定について不服である場合、納税者は高等税務署への異議申し立てができますが、2013年8月3日付けで税法が改正されることに伴い、異議申し立てできる期限が従来の10日から1ヶ月に延長されます。

さらに、2014年1月1日以降は、税務署の税務調査結果(Act)、更正・決定、税務署の不実行について不服がある場合、納税者が裁判所に上訴する前に、高等税務署への異議申し立てが義務づけられます。

但し、連邦税務署の決定の場合には、この制約はありません。

詳細は、Russian Tax Brief - July 2013

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-RTB-July-2013-ENG/\\$FILE/EY-RTB-July-2013-ENG.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-RTB-July-2013-ENG/$FILE/EY-RTB-July-2013-ENG.pdf)

をご参照ください。

## 3. 不正な金融取引を取り締まるための連邦法の採択について

不正な金融取引を取り締まるための法改正に関する連邦法134-FZ号(2013年6月28日付)の採択は、ロシアにおける租税回避を規制する為の重要なステップとなります。しかしこの規制導入に伴い、善良な納税者にも影響がありえますのでご注意ください。

ロシアでは、会社を創設しては短期間で清算を繰り返すことで脱税を行っている企業がありますが、そのような企業を取り締まるため、この法令では税務署の権限を強化します。通常、そのような企業は、登記上の住所と事務所の所在地とが異なります。そこで、登記後に事務所を移転し登記変更を行っていない場合、登記住所と事務所の所在地が異なりますので、この法令の規制の対象となり、例えば、VAT還付の申請が難しくなります。

また税務署は、2014年1月1日以降、税務調査(書類上の審査)において、損金を計上している納税者に対しその妥当性を説明する書類を5日以内に提出することを義務づけることが可能になります。

さらに、納税者が税金を滞納した場合、その納税者と取引のあった親会社や関連会社が納税者から受領した現金や資産を差し押さえる権利を税務署に与えることを意図していると思われる。

詳細は、Russian Tax Brief - July 2013

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-RTB-July-2013-ENG/\\$FILE/EY-RTB-July-2013-ENG.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-RTB-July-2013-ENG/$FILE/EY-RTB-July-2013-ENG.pdf)

をご参照ください。



#### 4. 2014年外国人雇用枠(クオータ)の状況

外国人の労働許可証の申請は、ロシア政府が毎年公表する「雇用枠に制限されない役職」や「高度な専門性をもつ外国人(HQS)」を除き、原則としてロシア政府から各企業へ割り当てられる雇用枠をもとに行います。

2014年に外国人を雇用する予定の企業は今年5月1日までにその役職・国籍・人数を関連当局へ申請していますが、7月中旬までに地域レベルでの審査が行われ、審査結果はWebsite <http://www.migrakvota.gov.ru/>に掲載されています。

2013年分はロシア人の雇用保護を目的とし一般外国人の雇用枠が大幅に削減され、多くの企業で申請された雇用枠の一部・全面否認が見られました。

2014年についても、現時点で公式発表はないものの、同様に雇用枠削減の傾向が見られます。

雇用枠は今後、連邦レベルでも審査されますが、最終的に否認された企業については、次の対応策が考えられます。

- 2014年分の雇用枠の修正申請の受付時(2014年の年初)に再度、申請を行う- 2013年の雇用枠を用いて、年内に労働許可証の申請を始める
- 2014年の雇用枠に制限されない役職で労働許可証の申請を行う
- HQSとして「簡素化手続き」で労働許可証が申請できるよう、条件を整備する

#### 外国人雇用枠の申請・承認手続き

5月1日までの申請

→【地域レベルでの審査】

→【連邦レベルでの審査】

→【政府として発行する労働許可証・労働ビザ(招聘状)の枠の設定】

→【各企業への雇用枠の割り当て】【当該年の雇用枠に制限されない役職の公表】---年末・年始にかけて

#### 5. 日本でEY弁護士法人(EY Law Japan)を2013年7月1日より開設

このたび、当法人では日本で弁護士業務を開始いたしました。ロシアへ進出される日系企業の新会社の登記手続きやロシア企業との合弁など法務相談の窓口としてお気軽にご相談ください。

【連絡先】EY弁護士法人

〒100-6032東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング32階

マネージングパートナー 北村 豊

Tel: 03 3509 1661

E-mail: [yutaka.kitamura@jp.ey.com](mailto:yutaka.kitamura@jp.ey.com)

<http://www.eyjapan.jp/about-us/law/index.html>

#### 6. ウクライナにおける移転価格税制の導入、セミナー開催

CISでは現在ロシアとカザフスタンで移転価格が導入されていますが、今回ウクライナでも導入されることになりましたので、セミナーを開催します。

Transfer Pricing Conference

(使用言語: ロシア語、参加費: 無料)

【日時】7月30日(火) 10:00-12:40

【場所】EYモスクワ事務所

Further information and registration form :

<https://emeia.ey-vx.com/1459/27361/july-2013/%d0%ba%d0%be%d0%bd%d1%84%d0%b5%d1%80%d0%b5%d0%bd%d1%86%d0%b8%d1%8f-%d0%bf%d0%be-%d0%b2%d0%be%d0%bf%d1%80%d0%be%d1%81%d0%b0%d0%bc-%d1%82%d1%80%d0%b0%d0%bd%d1%81%d1%84%d0%b5%d1%80%d1%82%d0%bd%d0%be%d0%b3%d0%be-%d1%86%d0%b5%d0%bd%d0%be%d0%be%d0%b1%d1%80%d0%b0%d0%b7%d0%be%d0%b2%d0%b0%d0%bd%0%b8%d1%8f-30-%d0%b8%d1%8e%d0%bb%d1%8f-2013-%d0%b3%d0%be%d0%b4%d0%b0.asp?intEmailHistoryId=28101028&intExternalSystemId=0#>

ご質問、参加申込は [Olga.Dugina@ru.ey.com](mailto:Olga.Dugina@ru.ey.com) まで御願い致します。

<ご注意>

本資料では、各トピックにおける概要を一般情報としてまとめたものです。クライアントのロシア取引に際してのアドバイスではありませんので、このニュースの情報をもとに行われた取引について当法人では責任を負いません。各お取引を行うにあたり専門家のアドバイスを別途受けてから行うことをお勧め致します。

#### 日本語でのお問い合わせ先

Ernst & Young LLC Moscow

松本: [Yuko.Fite@ru.ey.com](mailto:Yuko.Fite@ru.ey.com)

+7 (495) 755-9759

新庄: [Wakako.Shinjo@ru.ey.com](mailto:Wakako.Shinjo@ru.ey.com)

+7 (495) 755-9700 ext.4004

ローラ: [Lolakhon.Inogamdanova@ru.ey.com](mailto:Lolakhon.Inogamdanova@ru.ey.com)

+7 (495) 755-9700 ext.4053